

平成 26 年度 社会福祉法人名寄市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

近年の経済情勢は依然として厳しく、少子・高齢社会が進行し、人口の減少や家族機能の低下、地域のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、このような変化を背景とした高齢者の孤立や認知症、子育てに対する不安、虐待、災害時要援護者への対応など、安心・安全な地域生活を揺るがす問題が数多く顕在化している中で、人と人の「繋がり」の重要性、自分や家族の努力【自助】と公的な支援【公助】に加え、地域の中でともに助け合い、支え合い、みんなが笑顔で安心して暮らすことのできる地域づくり【共助】が今、改めて求められています。

平成 27 年度は介護保険制度の改正・報酬改正が行われるとともに、生活困窮者自立支援法が本格施行されます。本年 4 月からは消費税が 8%、更にその後も引き上げが予定されていることから将来の日本の社会保障・社会福祉を形づくるうえで、今年度は極めて重要な準備期間であり、これら諸制度改革への対応に向けて、様々な取り組みが推進されていますので、関係機関との連携を図りながら対応に努めてまいります。

これらの状況の中、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核として、地域における潜在的なニーズの解決に向けた町内会ネットワーク事業をはじめ、各種地域福祉事業やボランティア事業、介護保険事業など様々な活動を展開してきました。

今後、一層地域の課題やニーズに対応できる事業の展開を推進するため、3年目を迎えます第3期地域福祉実践計画の基本目標である「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を「市民全体の地域活動の活性化と仕組みづくり」など5つの基本計画に基づき、行政はもとより、地域住民、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等が連携を深めながら協働し、地域が一体となるまちづくりを目指すため、計画的な取り組みの中で地域の問題や課題を明確化し、共有しながら解決に向け地域福祉の推進を図ってまいります。

【平成 26 年度重点推進目標】

1 法人運営基盤の強化

地域での福祉活動が重要視される中で社会福祉協議会の果たす役割はますます増大し、事務局体制の強化と財政基盤の確立など事業運営の安定が重要課題となっています。

事務局体制につきましては、各事業の推進と充実を図るため、職員の適正配置を行い職員間の連携を密にし、地域活動の中核的機能を十分に果たせるよう支援体制及びケアマネジメント機能を強化するとともに、体制の確立を図り研修会等に積極的に参加し職員の資質の向上に努めます。

また、財政基盤の確立につきましては、国や地方の財政状況が悪化する中で補助金、委託金の削減や介護保険事業の見直しなど社会福祉協議会の今後の運営に大きな影響を受けることになり、会費、寄附金等、自主財源の確保と基金の運用など法人運営に係る適切な経営管理を行うため、今年度からの社会福祉法人新会計基準のスムーズな移行により一層効率的な運営基盤の強化に努めます。

地域福祉実践計画が3年目を迎えることから、進捗状況や成果の把握、見直しの必要性などを「(仮称)実践計画評価委員会」を設置し検討してまいります。

2 地域福祉事業の推進

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、町内会ネットワーク事業を軸に地域で活動する町内会役員、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等の連携のもとにそれぞれの地域ニーズに応じた地域福祉活動の推進に努めるとともに総合的な地域支援システムの確立を目指します。

また、市民がボランティア活動を身近に感じ気軽に参加できる環境づくりや学びの場を設けることでボランティアセンター機能の充実強化に努めるとともに、市内小中高への活動支援を行う児童生徒ボランティア活動の普及及び実践事業の定着と活性化を図り、子ども達が社会での活動に関り豊かな心を育むことのできる環境づくりに努めます。

3 在宅福祉事業の充実

住民ニーズに対応できる在宅サービスを効果的に提供するため、高齢者に対する在宅福祉サービス受託事業、障がい者に対する受託支援事業に積極的に取り組むとともに、住民参加型在宅福祉サービスの連携による相互扶助システムを確立し、必要とされる利用者にサービスがより効果的に提供することができるよう支援体制の整備に努めます。

また、一昨年度から道社協の先行モデル事業として委託を受けて実施してきました「日常生活自立支援事業」が平成 26 年度から業務委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、日常生活の判断能力に不安がある方の地域生活を支えるという権利擁護の視点に立ち、必要な福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行い、地域で安心して日常生活が自立して送れるよう支援に努めます。

4 介護サービスの充実

住み慣れた地域で自立した生活を安心して送れるよう「指定居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所（ヘルパーセンターぬくもり）」の機能の充実に努めるとともに、「心のケア」をモットーに関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

更に、採算性の確保が求められている事業経営につきましては、利用者の確保と信頼関係により質の高い介護サービスが提供できるよう、介護職員の確保や育成、資質の向上を図り経営管理の強化に努めます。

5 防災並びに災害時に備えた体制整備

災害時においては、行政、ボランティア団体等と協働し、被災者支援のための効果的体制が図られるよう関係機関と連携し体制整備に努めます。

更に、道社協と道内の大規模災害時における救済活動を道内市町村社協の連携により迅速な支援対応ができるよう、「災害救援活動の支援に関する協定」を平成 26 年度から締結し、支援体制の構築の強化に努めます。

[平成26年度事業計画]

1. 法人運営基盤の強化

事業	具体的事業	事業の内容
1) 会務の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇会長副会長会議（随時） ◇理事会（5. 8. 12. 3月/4回） ◇評議員会（5. 12. 3月/3回） ◇部 会 <ul style="list-style-type: none"> ・総務部会（随時） ・市民福祉活動推進部会（随時） ・介護保険事業部会（随時） ◇運 営 委 員 会 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会（5. 8. 12. 3月/4回） ・愛情銀行運営委員会（7. 12月/2回） ◇定 時 監 査 <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査（5. 7. 10. 1月/4回） ・外部監査（5. 7. 10. 1. 3. 3月/6回） ◇そ の 他 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等主催の会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 本会が実施する各事業の推進方策について協議、経営・運営管理の適切な執行を図る。 ※ 各部会の所管事項に基づき、事業を推進する上で必要な事項について検討協議を行う。 ※ 常設の専門委員会において、個々の事業の推進方法について協議する。 ※ 内部監査（4半期）外部監査（6回）を継続し適正な業務、財務運営を図る。 ※ 他関係機関・団体が主催する会議等に積極的に参加し相互の連携を図る。
2) 事業推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇円滑な事業推進を図るための業務体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 多角化する社協事業に対応するため所管係・事業所職員の適正配置、職員間の連携を密にし、業務執行体制の確立を図る。
3) 適切な経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇経営管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 財務管理・コスト管理・損益管理を適切に行い経営管理システムを適格に行う。 ※ 外部監査（6回）の実施により、現状の財政状況を適格に把握し、将来を見通した安定した経営を図る。 ※ 社会福祉法人新会計基準を充分理解しスムーズな移行を図る。
4) 役職員研修の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇役職員研修及び関係会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 本会主催の役職員研修会を実施するとともに関係機関団体等が主催する会議・研修会に積極的に参加し役職員の資質の向上に努める。
5) 会員確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般会員・賛助会員の加入促進 ◇会費・寄付金等自主財源確保 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 社協事業への市民参加と財源確保を図るために市民の理解と協力において会員確保の促進に努める。 ※ 市民の社協事業への参加、加入促進、協力依頼に努める。

<p>6) 補助金・受託金等、公費財源の確保</p>	<p>◇公費財源の確保</p>	<p>※ 関係部局・機関に積極的に働きかけ国道市補助金、委託事業受託金、共同募金助成金等公費財源の確保に努め、安定した事業基盤の確立を図る。</p>
<p>7) 自主財源の確保と各種基金の積立・運用</p>	<p>◇チャリティ映画会の開催と愛情銀行福祉機器等購入助成事業の実施 ① チャリティ映画会（9月開催） ② 愛情銀行福祉機器等購入助成事業（10月実施） ◇各基金積立金の充実</p>	<p>※ 市民の理解と協力のもと、チャリティ映画会を開催しその益金を活用し福祉団体をはじめ町内会・学校等が必要とする福祉関係機器購入助成を行う。</p> <p>※ 法人の財政安定化の基本となる各基金等積立、必要性の高い事項に対する基金の運用を図る。</p>
<p>8) 地域福祉活動の振興</p>	<p>◇福祉団体関係者新年交礼会の開催 （1月11日開催）</p> <p>◇共同募金運動への参加協力 （10月1日開始）</p> <p>◇歳末たすけあい運動の実施 （12月1日開始）</p>	<p>※ 関係機関との連携及び社協活動の内容の周知及び相互の交流を深めるため新年交礼会を開催するとともに、高額寄付（10万円以上）者等に感謝状を贈呈し感謝の意を表す。</p> <p>※ 共同募金助成金財源の確保を図るため募金活動への積極的な参加協力を努める。</p> <p>※ 共同募金委員会と協働して歳末募金活動を実施し、低所得世帯へ義援金の配分を実施する。</p>
<p>9) 総合福祉センターの管理運営</p>	<p>◇福祉団体・高齢者・児童等の活動拠点としての総合福祉センターの管理</p>	<p>※ 福祉団体、高齢者、児童等の活動拠点となる総合福祉センターを市民に有効活用していただくため施設の適正管理に努める。</p>
<p>10) 第3期地域福祉実践計画の推進、進行管理</p>	<p>◇第3期地域福祉実践計画の推進</p> <p>◇関係機関連絡会議（仮称）の開催</p> <p>◇第3期地域福祉実践計画評価委員会（仮称）の開催</p>	<p>※ 福祉のまちづくり推進のための行動計画である地域福祉実践計画に基づいた着実な推進を図る。 （計画期間 平成24年度～平成28年度）</p> <p>※ 地域福祉の現状や課題、ニーズ等の把握や関連する地域福祉推進事業の連動性確保のため本会議を開催する。</p> <p>※ 本計画の進捗状況の評価や見直の必要性を検討するため本委員会を開催する。</p>

2. 地域福祉事業の推進

事業	具体的事業	事業の内容
1) 心配ごと相談センターの運営	◇心配ごと相談窓口の設置	<p>※ 市民の日常生活にかかわる問題について広く相談に応じ、適切な助言と援助を行うとともに各関係機関と密接な連携を図り、問題解決に努める。</p> <p>◇24時間、365日対応可能な相談体制の維持</p> <p>◇専任相談員（民生委員児童委員）による相談所の開設（9:00～12:00）</p> <p>◇電話・訪問相談の実施</p>
2) 住民参加による地域福祉活動の推進	<p>◇町内会ネットワーク活動の推進</p> <p>◇モデル町内会における地域活動の展開</p> <p>◇ネットワークサポート事業</p> <p>◇サロン活動の展開</p>	<p>※ 町内会単位での訪問・声かけ活動をはじめとした様々な地域活動の活性化を通し住民同士の支え合い活動を推進し誰もが安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>◇基本活動 訪問・声かけ活動</p> <p>◇選択活動（町内会の実情に応じた活動の実施）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昼食会 2. ふれあいいいききサロン 3. 除雪活動 4. 健康づくり活動 5. 世代間交流活動 6. 配食サービス 7. その他の地域活動 （活動に応じて助成金を交付） <p>※ 歳末たすけあい地域サービス事業を活用し、各町内会で取り組む年末年始福祉事業を支援する。 （活動に応じて助成金を交付）</p> <p>※ より計画的な住民活動を進めるため、町内会・社協・行政等が共同でその取り組みを行い、町内会単位での地域活動の充実を図るための、モデル町内会における地域活動の展開の実施に向けた整備を行う。</p> <p>※ ネットワークサポート事業として、町内会事業への職員の派遣や情報提供レクリエーション用具の貸出等を行う。</p> <p>◇レクリエーション用具の貸出</p> <p>◇一日体験デイサービスの実施 （年2回程度）</p> <p>◇町内会ネットワーク研修会の開催 （9月中旬）</p> <p>※ 地域住民誰もが交流でき生きがいがづくりや社会参加、住民同士のつながりを広げていくためにサロン活動を推進する。</p>

		<p>◇サロン活動の体制整備 住民誰もが足を運びやすく、つながり・生きがいづくり等を進めることができるサロン活動の普及定着を進める。</p> <p>◇社協・丘の上学園合同サロン 「まちなかおしゃべりカフェ」開設 (毎週土曜日)</p> <p>◇サロンサポーター養成講座の実施 (市民ボランティア講座との合同開催)</p>
3) 住民参加型在宅福祉サービス事業の推進	◇住民参加型在宅福祉サービス事業 (ほのぼの倶楽部)	<p>※ 住民参加型在宅福祉サービス活動の普及と援助</p> <p>◇提供会員の養成と確保</p> <p>◇利用会員・提供会員の需給調整</p> <p>◇生活支援サービス及び相談援助</p> <p>◇提供会員の専門知識・技術向上を目的とした研修会の開催 (年2回: 4月、9月)</p>
4) 福祉団体への活動支援	◇福祉団体活動支援	<p>※ 活動資金の援助が必要な団体に対し活動費の助成を行う。 (23団体)</p> <p>※ 福祉団体が主催する研修会・大会・式典行事に対する協力と助成を実施。</p>
5) 福祉活動の啓発啓蒙と情報提供	◇広報紙、インターネットを活用した情報提供	<p>※ 「広報誌」の発行 (年6回/2カ月ごとに発行/市内全戸配布)</p> <p>※ 社協ホームページからの情報発信 (http://www.nayoro-shakyo.jp)</p> <p>※ 社協Facebookによる情報発信 本会が実施する各種事業や会議などの紹介や報告を行い、若い世代をはじめ市民に地域福祉事業等の情報を発信する。</p>
6) ボランティア活動の推進	◇ボランティアセンター機能の充実	<p>※ ボランティアの育成や啓発、関係機関相互の連絡調整等、市内のボランティア活動の充実、活性化を目的にボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア活動の推進を行う。</p> <p>◇ボランティア活動に関する相談援助</p> <p>◇市民ボランティア講座の開催(年4回) (5月、9月、11月、1月開催)</p> <p>◇情報誌「かけはし」の発行(年4回) (5月、8月、11月、3月発行)</p> <p>◇ボランティア保険加入促進</p> <p>◇登録ボランティア研修会の開催 (10月開催)</p> <p>◇ボランティア活動と交流の場 (おしゃべりサロン/切手整理)の実施 ・総合福祉センター/毎月第3火曜日 ・風連支所/奇数月第2月曜日</p>

	<p>◇児童生徒ボランティア活動普及実践事業</p> <p>◇かみかわボラネット推進事業へ参加協力</p>	<p>※ 子ども達の経験や心を育み、地域を担っていく子ども達の成長の一助となるよう小中高等学校におけるボランティアや地域活動への積極的な参加を促すと共にその支援を行う。</p> <p>◇研修活動、総合学習への協力支援</p> <p>◇地域交流、広域的活動への協力支援（活動に応じて助成金を交付）</p> <p>◇子どもの心を育む講演・交流事業</p> <p>様々な分野で活躍されている実践者の講演や交流</p> <p>◇担当者研修会の開催（9月開催）</p> <p>※ 上川地区のボランティア活動振興のため、ボランティア実践者のネットワークの充実、強化や裾野の拡大を図ることを目的として実施しているかみかわボラネット推進事業への参加協力をする。</p> <p>◇かみかわボラネット推進事業関係会議への参加協力</p> <p>◇上川北部ボランティア実践者交流会への参加協力</p>
<p>7) ノーマライゼーションの普及啓発と障がい児者交流事業の開催</p>	<p>◇ふれあい広場の開催</p> <p>◇ふれあいボウリングの集い</p> <p>◇ふれあい家族交流会</p>	<p>※ 障がいや年齢などに関係なく、市民が支え合って暮らしていくノーマライゼーションの普及を目的として、市民関係団体と協働しふれあい広場を7月第1日曜日に開催する。</p> <p>（7月6日開催）</p> <p>① ふれあいコンサート</p> <p>② ふれあいの店</p> <p>③ ふれあいの広場</p> <p>④ ボランティアの広場</p> <p>※ ボウリングを通して、市内に居住する障がいのある方々の社会参加の促進や参加者同士の交流を図る。</p> <p>（9月下旬開催）</p> <p>※ 障がいを持った子供たちとその家族を対象として、レクリエーションと昼食会を通して家族の交流を図る。</p> <p>（1月中旬開催）</p>
<p>8) 高齢者の生きがいづくりの推進</p>	<p>◇金婚祝い品贈呈事業</p>	<p>※ 結婚50年を迎えられたご夫婦に対し記念品を贈呈する。</p>

<p>9) 子供と青少年の健全育成事業の推進</p>	<p>◇ふれあいの集い</p> <p>◇母子家庭生徒就学援助事業</p>	<p>※ 子どもとその家族を対象として、親子の交流と地域住民とのネットワークづくりを目的にレクリエーションや遊びの広場を通して参加する親子とそれを支えるボランティアとの交流を図る。 (2月中旬開催)</p> <p>※ 母子家庭生徒(高校生)を対象とし母子会からの推薦により就学援助を行う。(1名/60,000円)</p>
<p>10) 低所得世帯に対する貸付資金</p>	<p>◇生活福祉資金貸付事業</p> <p>◇生活資金貸付事業</p>	<p>※ 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に道社協が実施する各種制度の事務手続きや償還指導等を支援する。</p> <p>※ 一時的に生活の困窮した世帯に対し、小口の生活資金を貸付、生活の安定を図る。(1世帯:30,000円)</p>
<p>11) 名寄市立大学との連携</p>	<p>◇大学地域交流センターと地域とのネットワークの構築</p>	<p>※ 名寄大学地域交流センターとの連携により学生の持つ特性を生かし地域活動への動機づけ、学びの場や市民とのつながりをつくる機会など学生の参画による活動の活性化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域事業への学生の参加調整 ・学生への地域活動参加啓発 ・学生を対象とした講座の開催 ・地域住民への学生活動の啓発

3. 在宅福祉事業の充実

事業	具体的事業	事業の内容
1) 高齢者生活支援事業の充実	◇名寄市外出支援サービス事業 (市受託事業) 対象者～寝たきり高齢者、重度身体障害者等 ◇生活援助員配置事業 (市受託事業) 対象者～マーガレットヴィラ A～D棟32世帯 ◇高齢者食生活改善事業 (市受託事業) ◇在宅介護者リフレッシュ事業 (市受託事業)	※ 寝たきり等の高齢者に対し、自宅及び施設から病院間の送迎を実施する。 ※ マーガレットヴィラ内シルバーハウジングに生活援助員(LSA)を配置し、日々の生活相談等の援助を行う。 ※ 偏りがちな高齢者の食生活の改善を目的に、食の講演会を開催し、食生活に関する知識と基本的な食事づくりを学ぶ。 (年1回:10月) ※ 在宅で介護されている方を対象に、日常生活に役立つ情報提供やアドバイス、介護者の健康相談を実施し、一時でも介護から離れ心身共にリフレッシュできる場を設ける。 (年4回:5月、8月、10月、1月)
2) 在宅障がい者福祉サービスの充実	◇聴覚障がい者協力員派遣事業 (市受託事業)	※ 聴覚障がい者の日常的な情報手段を確保するために手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣調整を行う。
3) デイサービス事業の実施 (デイサービスセンターつどい)	◇日中一時支援事業 (市受託事業) 対象者～介護保険第2号被保険者の特定疾患に該当しない身体障がい者 ◇通所型介護予防事業 (市受託事業) 対象者～介護保険非該当者地域包括支援センターによる訪問時チェックリストに該当する方	※ 対象者に対し、通所の方法により各種サービスを提供、生活の自立を助長し、身体機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。 ※ 対象者に対して入浴・食事・趣味活動(いきがい活動)等各種サービスを提供生きがいある生活を営むことができるように生活援助を行う。 筋力低下を防ぐために、高齢者向けの軽運動や体操を行い季節行事等を実施し利用者間での交流を行う。
4) 日常生活自立支援事業の充実	◇日常生活自立支援事業 (道社協受託事業) 対象者～高齢や、障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活する方	※ 在宅で生活する認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等に対する事業の相談から訪問調査、各関係機関との調整や、具体的な支援計画の策定、契約事務、生活支援員への対応を行い、福祉サービスの利用手続き、日常の金銭管理、書類の保管等の支援を行う。

4. 介護サービスの充実

事業	具体的事業	事業の内容
<p>1) 居宅介護支援事業の充実 ・名寄社協指定居宅介護支援事業所</p> <p>2) 訪問介護事業の充実 ・なよろヘルパーセンター 一ぬくもり</p>	<p>◇介護計画（ケアプラン）の作成 対象者～在宅で生活する要介護（1～5）の方</p> <p>◇介護保険認定調査の実施 （市受託事業） 対象者～介護保険を更新される方</p> <p>◇介護保険訪問介護事業の実施 対象者～在宅で生活する要介護（1～5）の方</p> <p>◇介護予防訪問介護事業の実施 対象者～在宅で生活する要支援（1～2）の方</p> <p>◇障害者総合支援法による訪問介護事業の実施 対象者 * 居宅介護～障害程度区分1以上の方 * 重度訪問介護～重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 * 同行援護～視覚障害で移動に著しい困難を有する方</p> <p>◇自立支援訪問介護事業の実施 （市受託事業） 対象者～特定高齢者</p>	<p>※ 対象者に対し適切な介護サービスの計画作成を行う。</p> <p>※ 市からの依頼により訪問調査を行う。</p> <p>※ 要介護者の自宅を訪問して入浴・排泄等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上のサービスを行う。</p> <p>※ 要支援者の自宅を訪問し介護予防を目的に調理・洗濯・掃除などの家事を中心としたサービスを行う。</p> <p>※ 【居宅介護】 対象者宅を訪問して入浴・排せつ等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事を行う。</p> <p>※ 【重度訪問介護】 対象者宅を訪問し入浴・排せつ等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。</p> <p>※ 【同行援護】 対象者に移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）移動支援を行う。</p> <p>※ 特定高齢者の自宅を訪問して調理・掃除・買い物代行等の家事を行う。</p>

5. 防災並びに災害時に備えた体制整備

事業	具体的事業	事業の内容
1) 災害対応体制の整備	<p>◇災害ボランティアセンター設置体制の整備</p> <p>◇社協の災害時対応マニュアル策定</p>	<p>※ 災害時に社会福祉協議会、行政、ボランティア団体等が協働し、被災者支援のためのボランティア活動を効率的、効果的にコーディネートできるよう、災害ボランティアセンター設置に向けた協議を進める。</p> <p>※ 災害時により迅速に適切な対応が取れるよう、職員の対応、連絡網等整備、サービス利用者等の安否確認体制整備を進める。</p>
2) 災害救助活動の支援に関する協定の締結	◇道社協及び市町村社協間の相互支援体制整備	<p>※ 道内において災害が発生した場合を原則として、道社協と市町村社協が災害等により被害を受けた地域の市町村社協の救援活動を行うため協定を道社協と締結する。 (4月1日付締結)</p>